

[フィットネス会員規約]

《名称及び所在地》

第1条 本センターは、一般財団法人社会スポーツセンター・多摩スポーツセンターといたします。(以下「本センター」といいます)
本センターは、東京都多摩市東寺方647に置きます。

《運営》

第2条 本センターの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は、多摩スポーツセンターが行います。

《目的》

第3条 本センターは、入会されたメンバーが本センター内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイすることを目的とします。

《入会資格》

第4条 ①本センターに入会できる方は、別に定めるメンバー種類の各要件を満たし、本センターの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
(以下「メンバー」といいます)
②刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障をきたす可能性がある方、その他本センターが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

《メンバーの種類》

第5条 本センターのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

《入会手続》

第6条 ①本センターに入会する方は所定の入会手続きを行い、本センターの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。
また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
②入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申し込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連携して負担し、本規約第19条に定める危険負担と本センターの免責につき同意するものとします。

《入会金》

第7条 メンバーは、本センターの定める入会金を、所定の方法で本センターに支払わなければなりません。なお当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要経費であり、一旦納入した入会金は返還しません。

《資格停止及び除名》

第8条 本センターは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。
一 本センターの定める会費・諸費用につき3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入して頂きます)
二 本センターの施設を故意に毀損したとき。
三 本規約、その他本センターが定める規約に違反したとき。
四 本センターの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
八 本センターの合理的な指示・指導に従わないとき。
九 その他本センターが、社会通念に照らし、本センターのメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

《メンバー資格の喪失》

第9条 メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣告をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、第11条に規定するメンバーズカードその他本クラブから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

《メンバー資格の譲渡禁止》

第10条 メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

《メンバーズカード》

第11条 本センターは、メンバーに対してメンバーズカードを貸与します。なお、メンバーが本センターを利用しようとするときは、メンバーズカードを提示しなければなりません。

《会費等の支払》

第12条 メンバーは、本センターの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本センターが定めるものとします。(月会費は、メンバーが本センターのメンバー資格を有する限り、現実本センターの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)本センターに入会し1年を超えて継続を希望する時は、本センターの定める年会費を、所定の方法で納入しなければなりません。

《施設利用料》

第13条 メンバーは、本センターを利用する場合別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

《休会》

第14条 ①メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本センターに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本センターの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

②一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月までとし、休会費は本センターの定める金額とします。

③休会期間中に年会費がかかる場合は納入しなければなりません。

《メンバー種類の変更》

第15条 メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本センターに所定の変更届を提出することにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本センターの事務手続き上、翌々月扱いになります。

《退会》

第16条 メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本センターに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話口頭での退会は受け付けられません。10日を過ぎた場合は、本センターの事務手続き上、翌月末扱いになります。なお、本センターが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

《休業》

第17条 本センターは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。またその定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本センターの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

《施設の廃止、利用制限等》

第18条 ①本センターは、次の事由により本センターの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本センターの業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められたとき。

②本センターは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等、及び各種大会・特別行事を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、メンバーはこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

《メンバーの利用及び事故》

第19条 ①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本センターの施設を利用するものとします。

②本クラブは、メンバーが本センターの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本センターの責めに帰すべき事由が無い限り、責任を負いません。

③メンバーは、本センターにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本センターの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

《責任事項》

第20条 メンバーは、本センターがメンバー制であることを認識し、同伴したビジターの本センター内における行為、センターに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

《変更事項》

第21条 メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

《諸費用の改定》

第22条 本センターは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本センターは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

《細則》

第23条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本センターが定めるものとします。

《改定》

第24条 本規約の改定及び変更は本センターにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本センターが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

《附則》

第25条 本規約は2020年2月1日より施行します。